

陸前高田市道路台帳DX推進事業委託事業者選定公募型プロポーザル

実施要領

令和7年6月11日

陸前高田市

陸前高田市（以下「市」という。）が実施する「陸前高田市道路台帳DX推進事業」に係る受託候補者の選定にあたり、このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する。

1 業務の概要

(1) 業務の件名

陸前高田市道路台帳DX推進事業（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

「陸前高田市道路台帳DX推進事業 基本仕様書」による。

(3) 業務の委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該システムの運用期間は令和8年3月1日から令和10年3月31日までとする。

(4) 業務委託契約額の上限

29,405,000円（うち消費税額及び地方消費税額2,673,181円を含む。）

ただし、構築費のほか、令和8年3月から令和10年3月まで（25カ月）のライセンス使用料（運用保守を含む）を含むものとする。

2 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる参加のための資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（旧公益法人）、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

ただし、共同企業体での参加の場合、代表企業及び構成企業全てが(1)～(9)を満た

し、かつ代表企業または構成企業のいずれか1者が(10)を満たしていることを要件とする。また、共同企業体は2者で自主構成するものとし、構成企業が単独又は他の企業グループの構成企業として、本業務に参加できないこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 拘禁以上の刑に処せられている者

(4) プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

る者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

(6) 参加表明書の提出期限から起算して1年前以内に、自治体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 参加表明書の提出期限から起算して3年前以内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る更正計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

(9) 業務・工事等全般に関し、指名停止措置基準別表第2第5号に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不相当と認められるものでないこと。

(10) 元請けとして、国又は地方公共団体において公告の日から過去5年以内に、ア～ウの全ての履行実績（同種業務）を有すること。

ア 公開型GIS（地図や画像を利用し、当該自治体の行政情報や地域情報について、インターネットを通じて住民・事業者等にわかりやすく公開・提供するシステム）構築業務

イ 道路損傷通報システム（道路の陥没等の損傷を発見した際に、住民や事業者等が自治体公式SNSを通じて写真や位置情報を送信して通報でき、かつ、通報された情報が市内GISにオンライン上で連携されるシステムや仕組み）構築業務

ウ 道路台帳デジタル化業務（ただし、道路延長50km以上の履行実績とする）

3 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザルへの参加

プロポーザルへの参加を希望する者は、2に定める資格要件を満たす者とし、「陸前高田市道路台帳DX推進事業委託事業者選定公募型プロポーザル参加表明書」（様式第1-1号、様式第1-2号）（以下、「参加表明書」という。）に以下の書類を添付して提出するものとする。

ただし、電子データでプロポーザルに係る書類の交付を希望する者は、電子メールで請求すること。

ア 事業者等の概要が分かる書類（任意様式。ただし、直近の財務諸表を含めること）

イ 事業者の主な同種業務の実績（様式第2号）

(2) 参加表明書の提出

参加表明書は、次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

陸前高田市建設部建設課に持参又は郵送で提出すること。

持参する場合：受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送する場合：郵便書留により、提出期限までに到着するよう送付すること。

(3) 事業者の主な同種業務の実績

ア 「様式第2号」を使用すること。

イ 令和2年度以降に事業者が受注した主な同種業務の実績を1業務記載すること。

ウ 受注した業務内容が、同種業務にあたることを判断できる業務計画書、基本仕様書等の写し等を添付すること。

エ 業務の概要及び技術的特徴については、具体的に記載すること。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、プロポーザル参加者は「陸前高田市道路台帳DX推進事業質問書」（様式第3号）（以下、「質問書」という。）を次の

とおりに提出するものとする。

ア 提出期限

令和7年6月18日（水）午後5時

イ 提出方法

電子メール又はFAXにより、以下の担当部署宛に送信すること。電話・口頭による質問は受け付けない。

件名は「【質問】【参加者名】陸前高田市道路台帳DX推進事業」とすること。

送信先：陸前高田市建設部建設課管理係

電子メールアドレス：kensetu@city.rikuzentakata.iwate.jp

FAX：0192-54-3888

ウ 回答方法

受付けた質問の要旨とその回答を、質問者名を伏せて電子メールにて送信する。質問書には、回答先となるメールアドレスを漏れなく記載すること。

エ 回答期日

市は、令和7年6月23日（月）午後5時までに、全ての質問に対する回答を送信する。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、企画提案に必要な書類（以下、「プロポーザル提案書等」という。）を、以下のとおりに提出するものとする。

ア プロポーザル提案書等

(ア) 企画提案書表紙（様式第4号）

(イ) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画（様式第5号）

(ロ) 技術提案書（様式第6号）

(ハ) 補足資料（A4版、20頁以内）

(イ)及び(ロ)の記載内容を図表などを用いて補足する場合は、自由形式により作成すること。

(ニ) 業務体制表（様式第7号）

- (カ) 同意書（様式第8号）
- (キ) 参考見積もり（任意様式）

イ 持参する場合の提出方法

令和7年7月7日（月）午後5時までに陸前高田市建設部建設課へ提出すること。

ウ 郵送する場合の提出方法

令和7年7月7日（月）午後5時までに陸前高田市建設部建設課に到着するように送付すること。その際、封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便、親展によること。

エ 留意事項

プロポーザル提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の修正及び追加の提案は認めないものとする。

(6) プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又はプロポーザル参加者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ プロポーザル提案書等に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ 提出期限までに提出されなかったプロポーザル提案書等による提案
- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

4 受託候補者の決定方法について

第1次審査及び第2次審査の得点結果を勘案し、別紙「陸前高田市道路台帳DX推進事業委託事業者選定公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）による総合得点の最も高い者を受託候補者として特定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 審査方法

プロポーザル提案書等の受付期限時点で参加表明した者が4者以上の場合は

審査要領に記載の評価項目を事務局が審査し、評価点数の上位3者を第2次審査を行う者として選考する。3者以内の場合は書類審査を行わず、その旨を別途通知する。

なお、ここで実施する書類審査は、あくまで第2次審査への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果はプロポーザル審査会における審査基準には反映されない。

イ 審査結果の通知

審査結果は、令和7年7月16日（水）までに、書面により通知するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

ア 審査方法

① 第1次審査により選考された者が、先に提出したプロポーザル提案書等に基づき、プレゼンテーション（企画提案説明30分程度、質疑応答15分程度）を行い、市は評価基準に記載されているヒアリングの判断基準により評価を行う。

② プレゼンテーションでは、企画提案書について説明を行うものとする。

③ プレゼンテーションは、既に提出した企画提案書を口頭による説明、又はプレゼンテーションソフト、デモンストレーションを使用した説明とし、追加資料を使用した説明は認めない。

④ 第2次審査には、予定管理技術者が出席するものとする。なお、予定管理技術者の他に4名まで出席できるものとする。

⑤ プレゼンテーションは予定管理技術者が行うものとする。ただし、デモンストレーションや質疑応答では、必要に応じて出席者が対応、又は回答できるものとする。

⑥ デモンストレーションやプレゼンテーションソフトを使用する際のパーソナルコンピューターは参加者が用意し、市が準備するディスプレイにHDMIケーブルで接続して行うこと。

イ 審査日時及び場所

第1次審査により選考された者に対し別途通知する。

ウ 審査結果の通知

市は、受託候補者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

5 プロポーザルへの参加を取りやめる場合の手続きについて

参加表明書を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「陸前高田市道路台帳DX推進事業委託事業者選定公募型プロポーザル参加辞退届」（様式第9号）を、以下の担当部署に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時

(2) 提出先 〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市建設部建設課管理係

6 契約締結の手続きについて

(1) 市は、陸前高田市財務規則（平成12年規則第13号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 本業務の委託契約時の仕様書は、プロポーザル実施時に示した「陸前高田市道路台帳DX推進事業基本仕様書」及びプロポーザル提案書等をもとに作成する。

(3) 受託候補者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

7 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自にプロポーザル提案書等を作成しなければならない。

- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対してプロポーザル提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) プロポーザルに要する全ての経費は、プロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が市に提出した書類は返却しない。

9 プロポーザル担当部署（書類提出先及び問合せ先）

陸前高田市建設部建設課（担当：佐藤）

所在地 〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL 0192-54-2111（内線445）

FAX 0192-54-3888

電子メールアドレス kensetu@city.rikuzentakata.iwate.jp

10 プロポーザルに係るプロポーザル提案書等作成の留意事項

プロポーザル参加者が、プロポーザル提案書等を作成するにあたっての留意事項は、以下のとおり定める。

書類	形式	部数
企画提案書表紙	様式第4号	2部
業務の実施方針、実施フロー及び工程計画	様式第5号	2部
技術提案書	様式第6号	2部
補足資料	任意様式	2部
業務体制表	様式第7号	1部

同意書	様式第 8 号	1 部
参考見積書 ※税込みで記載すること	任意様式	2 部
前述に掲げた書類一覧の電子データを保存した CD-R ※電子データは、PDF 形式 1 ファイルとすること。		1 枚
選定結果通知用定型封筒 ※提案者の代表宛てとし、宛先住所氏名を記載のこと。 ※封筒に必要な郵便切手を貼付すること。		1 枚

(1) 共通事項

ア 規格

用紙は A 4 版片面印刷とし、文字サイズは様式が定められているものについては、11 ポイント以上とする。

イ 企画提案書表紙には「様式第 4 号」を使用することとし、ページ番号は、表紙を除いた各ページの下部中央に通し番号で記載すること。

(2) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画

ア 「様式第 5 号」を使用すること。

イ A 4 版片面各 1 枚とすること。

ウ 事業者名や事業所等の名称は記載はしないこと。

(3) 技術提案書

ア 「様式第 6 号」を使用すること。

イ A 4 版片面各 1 枚とすること。

ウ 事業者名や事業所等の名称は記載はしないこと。

(4) 補足資料

ア (2)及び(3)の内容を図表やイラストなどを用いて補足する必要がある場合、作成すること。

イ 用紙は A 4 版とし、片面・両面の別や縦書き・横書きといった様式については任意とする。ただし、全体を 20 頁以内とすること。

ウ 事業者名や事業所等の名称が分かるような記載や表現は削除すること。

(5) 業務体制表

ア 「様式第 7 号」を使用すること。

イ 配置を予定している者全員について記載することとし、記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

ウ 氏名にはふりがなをふること。

エ 所属・役職について、技術提案書の提出者以外の事業者等に所属する場合は、事業者名等も記載すること。

オ 再委託先又は協力先記載欄には、他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

カ 予定技術者の保有資格として記載した資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

キ 予定技術者の業務実績として記載した業務を担当したこと及び業務内容が同種業務にあたることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の該当部分の写し等を添付すること。

(6) 同意書

「様式第8号」を使用すること。

(7) 参考見積り（任意様式）

ア 税込金額を記載すること。

イ A4版片面1枚とすること。

(8) 情報公開

提出された企画提案書等は、陸前高田市情報公開条例（平成16年条例第10号）の規定に基づき、第三者に開示する可能性があること。

(9) その他

審査の過程等で必要に応じて、提出された資料へ黒塗り等の加工を行う場合があること。